



「新しい日本」における経済法制のあり方
— 活力ある経済社会の実現のために —

(要 約)

社団法人経済同友会 2002年12月

．はじめに

経済同友会では『21世紀宣言』において、目指すべき「新しい日本」の姿を個人の希望・挑戦・生きがいの実現と活力の発揮を可能にする社会と定義した。経済社会のインフラたる経済法制は、その実現に向けて重要な役割を担うべきものである。そうした観点から、今後の経済法制のあり方について、現在の経済社会環境の変化にも留意しつつ、提言する。

．市場メカニズム重視を基本としたルールの確立

市場メカニズムは経済に効率性をもたらす有力な手段であり、市場には限界があるものの、「市場の進化」により市場の「解」が変化するというダイナミズムを有している。すなわち、個人の多様な価値観を実現するうえでも、まずは市場メカニズムの最大限の活用が必要となり、経済法制としては市場メカニズム重視を基本としたルールの確立が求められる。

1．業法等を見直し、選択肢の創出・提供を妨げる参入規制を廃止・削減する

市場メカニズムを十分に機能させるためには、市場参加者に多様な選択肢が確保されていることが必要である。したがって、多様な選択肢の創出・提供を妨げる業法等による事前の参入規制については、消費者保護の観点から踏まえつつ、廃止・削減を行わなければならない。

特に、IT化・知識社会化の進展状況をも鑑み、電気通信事業法における第1種電気通信事業者の参入に対する許可制については廃止するか、少なくとも届出制に改めるべきである。

2．独占禁止法を見直し、選択肢の創出・提供を妨げる行為を的確に規制する

選択肢の多様化を図るためには、その創出を妨げる行為の規制が必要である。一方、自由な活動を無用に制限し、より魅力的な選択肢の創出を妨げる規制は排除する必要がある。

具体的には、独占禁止法上において、競争力強化に向けた企業活動を制限している恐れのある、いわゆる一般集中規制と市場集中規制については、前者は原則廃止とするか、少なくとも後者と併せ、新規参入の蓋然性等に関する判断基準や指標を明確にすべきである。

一方、実際の弊害行為に対しては的確な取締りと弊害の程度に見合った制裁が必要であり、まずは、特定の行為類型に偏った現行の制裁体系について、制度全体の整合性を勘案したうえで見直しを行う必要がある。加えて、公正取引委員会の独立性と調査能力の向上を確保すべく措置を行ったうえで、公正取引委員会に犯則調査権限を付与するとともに、警告措置について、独占禁止法上に明確な規定を設けるべきである。

3．知的財産法を整備し、選択肢の創出・提供を促進する

市場における多様な選択肢は、提供者の努力の成果によってもたらされるものであり、その創出のためには、そうした成果物へのフリーライドを防止し、所有権・財産権等を保障する必要がある。現在、我が国では産業競争力強化に向けて付加価値の高い無形資産への重要性が高まる一方、IT化の進展等により、その無断模倣・漏洩等という負の効果も生じており、この問題を解消するためにも、知的財産法を整備を早急に行う必要がある。

特に、営業秘密については国内外において不正に流出する事例が増加しており、それに対する制裁の手段として刑事罰を導入するとともに、雇用の流動化を鑑み、侵害行為者の範囲を明確に規定するなどの不正競争防止法の改正を行う必要がある。

4．情報開示に関する規定を整備し、市場参加者の自由な選択を促進する

市場メカニズムの円滑な機能のためには、多様な選択肢の中から市場参加者が自己責任に基づき自由な選択をするに際して、それが歪曲されないよう環境の整備を行う必要がある。

具体的には、特に、株主・投資家への情報開示については、財務報告の有用性を高めるべく会計制度の見直しを行う必要があり、商法・証券取引法・税法のいわゆるトライアングル体制について可能な限り一元化を図るとともに、国際的調和を図るべく国際会計基準による連結財務諸表の使用について容認すべきである。

また、自主的な情報提供を妨げる規制は不要であり、ウェブサイト情報受領者をインサイダー取引規制の対象とする12時間規制については原則廃止として見直すべきである。加えて、株式公開時の開示書類である目論見書に将来情報の記載を可能にすべくMD&A記載箇所を明記することに加え、投資勧誘時に使用可能な文書等の範囲を明確に規定すべきである。

5. セーフティネットを整備し、市場を補完する

市場を補完し、市場メカニズムの機能する範囲を最大限に広げるためにも、真の弱者に対するセーフティネットを整備する必要がある。特に、現在の状況を鑑みて、倒産法や労働法についての見直しを行う必要があるが、その際には、市場から取り残される真の弱者を市場に復帰させるという視点から行うべきである。

具体的には、雇用・派遣契約期間の上限や採用の年齢制限、年次有給休暇の年次進行、裁量労働制の導入要件等はセーフティネットを超えるものとして原則廃止すべきである。一方、紹介予定派遣や解雇ルールは自由な選択を支えるものとして明確に規定すべきである。

・公正で透明なルールの確立とエンフォースメント体制の再構築

1. 公正で透明なルールを確立する

市場参加者の自己責任に基づく自由な選択を可能にするためには、そのルールに対する十分な理解と信頼を得るべく、経済法制については、公正性を確保するとともに、それを守るだけの必要かつ最小限なものとしなければならない。加えて、透明性を確保することも極めて重要であり、執行者たる行政による裁量の余地がなく、予見可能性の高いものであるとともに、目的・趣旨が明確に規定されていなければならない。

2. 企業・経営者における自己規律を徹底する

市場参加者の自己責任に基づく自由な選択を行う前提としては、特に企業・経営者に対する信頼感が必要不可欠であり、企業・経営者における自己規律を徹底する必要がある。

そのためには、コンプライアンスとして、経営者自らが率先して社内の不正の危険性及び法の目的・趣旨について社内中に理解・共有させることが必要になる。加えて、不正の危険性を把握し、社内外への被害を未然に防止することを目的とした内部通報制度についても今後積極的に採用していく必要があるが、いずれにしても、経営者は自らの企業の組織に応じたコンプライアンス体制を迅速かつ確実に構築する必要がある。

同様に、企業・経営者は自らの活動の結果に対しては積極的にディスクロースし、説明を行う責任がある。一方、ディスクロースは不正防止の面でも最も効果的なものであり、コンプライアンス体制を含む内部統制システムを早急に構築し、ディスクロースする必要がある。

3. 企業・経営者によるルールの主体的な提案を促進する

環境変化に対応すべく経済法制の迅速性と明確性には限界があることに加え、市場では自己責任が求められることから、企業・経営者は経済法制そのものへの提案に加え、それを補うものとして自主ルールやベストプラクティスを先んじて世の中に公示していくことが必要になる。一方、その実効性確保のためにも、これらの遵守が、経営者にも一定の防御壁として機能すべく、善管注意義務を果たしていることの証跡になると考えられるべきである。

4．立法インフラを整備し、国会による透明かつ迅速な立法を促進する

法執行において行政の裁量的介入を原則排し、市場参加者による法の遵守を促すためには、法の透明性を高める必要があり、法における明文化を最大限に図らなければならない。

そのためには、国会における立法機能を強化する必要がある。具体的には、まずは、公聴会制度や参考人制度等の既存の制度を、より一層積極的に活用することが求められる。加えて、市場参加者との十分な対話と内閣提出法案に対する実質的な審議を可能にし、かつ、環境変化への迅速な対応を可能とすべく、議員のための専門スタッフ、及び議院法制局の充実、並びに議会自体に高度な専門家集団としての直属の調査スタッフについて、経済社会全体におけるコスト面を勘案しつつ整備する必要がある。

5．ルール違反に対する監視・制裁体制を整備し、行政による事後監視を徹底する

市場参加者間の信頼を確保すべく、その自己規律に対する担保と自己責任の明確化を図るためには、事後監視体制とルール違反への制裁体系の整備が必要である。

そのためには、まず、罪と罰とのバランスについて新たな目で見直しを行う必要がある。そのうえで、行政による事後監視を補うものとして、当該自主ルールのない場合でも通報による不利益な扱いから通報者を保護すべく公益通報者保護制度を法制化するとともに、刑事免責・司法取引制度の必要性についても広く議論を尽くしていくことが必要になる。また、刑事手続に重要な役割を担う警察と検察、並びに公正取引委員会と証券取引等監視委員会については、量的かつ質的な体制の見直しが強く求められる。

6．公共工事・調達制度等を見直し、行政における効率化・規範性を確保する

経済社会における効率性と透明性を確保するためには、行政においても効率化を徹底するとともに、規範性を確保する必要がある。そのためには、官製市場への民間参入を拡大するとともに、公共事業の厳選を行ったうえで、公正・透明かつ効率的な発注・調達が行われるべく、入札・発注制度等を見直しを行う必要がある。

具体的には、官公需法に基づく、中小企業者との契約目標額の設定、分離・分割発注の推進、入札資格における地域要件の見直しなどを行う必要がある。加えて、契約内容・理由等についての情報公開を行うことなどを前提に、政府調達における随意契約を可能とすべく、明確な規定を設けるとともに、地方公共団体の入札における最低公告期間を規定し、かつ、その期間について大幅に延長すべきである。

7．実効ある司法改革を実現し、司法を中心とした事後調整を徹底する

市場メカニズム重視を基本とした必要かつ最小限の経済法制の下では、司法の果たすべき役割が従来以上に重要になり、公正・迅速かつ透明な紛争解決・制裁判断を主目的とした真に実効ある司法改革の推進・実現が求められる。特に、民事司法においては、弁護士等の民間の仲裁人による裁判外の紛争解決手段(ADR)の必要性が高まることが予想されることから、その根拠となる仲裁法制についての早急な整備が求められる。

．おわりに

本提言に基づき、あるべき経済法制を実現するためには、特に、我々経営者においては、市場において自ら規律ある行動を実践していくとともに、市場のルールづくりを進める際に主導的な役割を担っていく必要がある。その実践の場として、経済同友会では、今後とも、経済法制について随時検討を行っていくとともに、適宜提言を行っていく所存である。

以 上

追記：上記提言要旨の具体的な内容については、提言本文を参照願います。